

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

申請手続における提出書類等の例示と留意事項

2019年2月

貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室

1. 原産品判定の申請時における資料の提出

原産品判定の申請は、特定原産品であることを明らかにする資料を提出して行わなければなりません。

指定発給機関は、提出された資料について審査を行います。

2. 物品が特定原産品であることを明らかにする資料

特定原産品の要件は協定や品目によって様々であるため、「物品が特定原産品であることを明らかにする資料」の具体例を一律に示すことは困難ですが、利用されることの多い関税分類変更基準と付加価値基準の両ケースについて例示すると、次のとおりです。

「特定原産品であることを明らかにする資料」の例示

① 関税分類変更基準（CTCルール）のケース：

生産に使用した非原産材料（非原産と扱った「材料・部材」）のHSコードと、輸出する物品のHSコードが変更していることを示す資料（対比表など）

作成年月日					
資料作成者名					
利用協定：日アセアン協定					
生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場					
適用原産地規則：関税分類変更基準（CTH、4桁変更）					
HSコード	産品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		9500	接視丁	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

① (つづき)

付加価値基準 (VAルール) のケース:

協定に定められた原産資格割合を満たすことを示す資料 (計算ワークシートなど)

利用協定: 日アセアン協定 生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場 適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上) 輸出産品: HS8544.30 ワイヤハーネス FOB価額: US\$64 (円換算¥5,800) RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76				作成年月日 資料作成者名
部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ナット	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
~~~~~				
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
<b>非原産材料価額合計</b>		<b>¥1,400</b>		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
<b>原産材料価額合計</b>		<b>¥1,100</b>		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
<b>非材料費合計</b>		<b>¥3,300</b>		

② 上記①の資料からは特定原産品であることが明らかでない場合、上記①の資料を補完して特定原産品であることを明らかにする資料

例えば、協定によっては、仕分けや箱詰めなど一部の作業は原産資格を与えることとならないので、こうした作業以外の作業が行われたことを製造工程フロー図などで明らかにする。

※ なお、日スイス協定、日ペルー協定、日豪協定においては、発給申請者が申請に係る物品の生産者でない場合、物品が特定原産品であることを明らかにする資料に代えて、第一種原産品誓約書を提出することができます。



### 3. 留意事項

輸出産品の生産者も資料を提出することができますが、その申請に係る物品の生産者に該当するか確認するため、指定発給機関は、製造委託契約書や注文書などの資料の提出を求めることがあります。

申請に係る物品のインボイスの写し又はこれに準ずるものについては、事前登録（指定発給機関での「企業登録」）を受けた発給申請者は、提出を省略することができますが、指定発給機関が特に必要があると認めるときは提出を求めることがあります。

指定発給機関は、当該資料等の内容を確認する必要がある場合など審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会等必要な調査を行ったり、発給申請者及び証明資料提出者（通常、原産品判定依頼者）等に対して必要な報告を求めたりすることがあります。

## 4. 書類の保存

特定原産地証明書の発給の日以後、一定の期間を経過するまでの間、証明書受給者及び生産者等には、申請に係る物品のインボイスの写し、「『物品が特定原産品であることを明らかにする資料（上記2.の資料）』の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類」等を保存する義務が課されています。

当該書類については、詳しくは、「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省原産地証明室、2019年2月改訂）を参照ください。